令和元年横瀬町農業委員会第12回総会議事録

- 1. 開催日時 令和元年11月25日(月)午前10時から10時12分
- 2. 開催場所 横瀬町役場
- 3. 出席委員(9人)

会長	2番	町	田	恒	夫
会長職務代理者	7番	富	田	哲	夫
農業委員	1番	加	藤	虎	三
	3番	町	田	幸	広
	4番	町	田		多
	5番	佐	野	貞	行
	6番	小	室	寿	德
	8番	小	泉	茂	樹
	9番	若	林	想-	一郎
農地利用最適化推進委員	第1	平	沼	敏	明
	第 2	荒	舩	敏	明

4. 欠席委員(1人)

10番武藤量司第3石黒夢積

- 5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 6. 農業委員会事務局職員

事務局長赤岩利行書記小俣敏孝

7. 会議の概要

議 長 皆さん、おはようございます。大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日、10番の武藤量司委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告申し上げます。また、石黒夢積農地利用最適化推進委員からも、所用のため欠席の連絡をいただいております。

本日の出席委員は9名です。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第12回農業委員会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

1番、加藤虎三委員、3番、町田幸広委員のご両名にお願いいたします。 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。

会期は本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件 を議題といたします。

議案第24号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第24号についてご説明いたします。

議案第24号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畑、現況も畑となっており、計画面積は44平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり、町内在住の方で、譲渡人も議案書にございますとおり、町内在住の方であります。申請理由は、自己用住宅敷地の拡張で、権利の種類は使用貸借権の設定となっております。

1枚めくっていただき、案内図1で場所についてご説明いたします。申

請地の場所は、この地図の中央上部にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、県道熊谷小川秩父線沿いにある川西地区のコンビニエンスストアから東方向に約140メートル、大堀川近くのところが申請地になります。

譲受人は平成30年11月に住所地へ住宅を建築して住んでおりますが、本申請に係る隣接農地について使用貸借権の設定をし、敷地拡張して、現在の宅地と一体利用して活用するため、転用したい旨の申請でございます。 農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、この農地は、ことし4月の農政総合推進協議会におきまして、農 振農用地区域から除外すると判断され、その後の手続を経て、7月に農用 地区域からの除外がされております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の荒舩推進委員、お願いいたします。

荒舩推進委員 農地利用最適化推進委員の荒舩です。

ただいま上程されました議案第24号について、担当推進委員として、農地法第5条の農地転用許可申請について申請書並びに添付書類を精査し、去る20日、水曜日に冨田哲夫委員と同行し、9時から譲渡人立ち会いで現地調査を行いましたので、所見を述べさせていただきます。

本案件の申請地は、熊谷小川秩父線沿いのセーブオン東方に位置する大堀川に面する専用住宅が3棟連立する住宅の居住者が、敷地拡張のために30年の使用貸借を締結するもので、周辺農地への影響は少ないと考えられますので、委員皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長 続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の7番、冨田委員、お願いいたします。

冨田委員 今回上程されました議案第24号につきまして、所見を述べさせていただきます。

今月20日に推進委員の荒舩さんと地主さんにもご足労いただきまして、 3人で現地確認をしてまいりました。転用申請されました農地は、現在建 築中の住宅への進入路として確保されていたものですけれども、当初は前に2軒、後ろに2軒の4軒分の計画をしていたものです。前の2軒ができたところで、残りの後ろを現在建築中の宅地の方が全部買い取ったということで、その方は西側の大堀川のほうに進入路をつくったので、本申請地が進入路として使う必要がなくなったと聞いております。

また、申請地は4メートル掛ける10メートルの狭さで、家の日陰という ことにもなりますし、転用はやむを得ないと思っております。委員皆様の ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

補助委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に入ります。

4番。

町 田 委 員 これは路地状敷地でとってあったのですか、それとも位置指定か何かでとってあったのですか。

議 長 それでは、事務局お願いします。

事務局 路地状敷地であったと思います。

議 長 ここで暫時休憩します。

休 憩 午前10時8分

再 開 午前10時10分

議 長 再開いたします。

ここで質疑に移ります。

[「なし」]

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第24号につきまして、許可相当とする ことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[举手全員]

議 長 全員賛成です。

よって、議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件に つきましては、許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決 定いたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発 言に際しまして、不適当あるいは不備な点がございましたら、議長におい て整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。 [「異議なし」]

議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。 本日、委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。 これをもちまして閉会とさせていただきます。

(午前10時12分)